

津市総合計画審議会条例

平成18年9月29日
津市条例第309号

(設置)

第1条 本市の総合計画（以下「総合計画」という。）に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 各地域審議会の代表者
 - (3) 公共的団体等の代表者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申の終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策財務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日条例第41号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。